

学校法人電子学園 日本電子専門学校 教務規程

令和8年4月1日制定 日本電子専門学校規程 第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本電子専門学校学則に基づき、本校における授業科目の履修、試験、進級および卒業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 修業年限および学年・学期・クラス

(学年)

第2条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 本校の学期は、前条に定めた学年を昼間部は前期・後期の二期に、夜間部は1期～4期の四期に区分する。

(修業年限)

第4条 修業年限は、設置する各学科が目標とする人材像を勘案し、必要な修業年限を学科ごとに定める。

(在籍可能年限)

第5条 在籍可能年限は、各学科に定めた修業年限に2年間を加えた期間とする。

2 前項に定められた在籍可能年限は、同一学科における年限とする。

3 休学期間は在籍可能年限に参入しないものとする。ただし、通算休学期間は昼間部四期、夜間部八期を上限とする。

(クラス)

第6条 設置する学科には1クラス以上を設置し、学生は必ずクラスに所属するものとする。

2 クラスには、1名の担任を置く。

3 校長が必要を認めた場合は、副担任を置くことができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第7条 教育課程は、設置する各学科が目標とする人材像を勘案し、そのために必要な学習内容を第4条に定めた修業年限内で行うように編成する。

2 教育課程に配置する授業科目群は、次のとおり区分する。

(1) 必修科目:所属する学科の教育課程において、必ず修得しなければならない科目群

(2) 必修選択科目:複数の科目の中から、学科が定めた単位数以上を選択して修得しなければならない科目群

(3) 自由選択科目:学生が興味・関心や学習目標に応じて自由に選択して習得できる科目群

(4) エクステンション科目:学習の拡張・深化のために設置される科目群であり、履修条件および単位認定の取り扱いは別に定める

(教育課程編成委員会)

第8条 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下、

同。)にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしいものとする。

第4章 科目履修及び評価

(履修の定義)

第9条 履修とは、学生が所属する学科の教育課程に定められた授業科目およびエクステンション科目について、所定の手続きにより履修登録を行った上で当該科目に出席をして授業・実習・演習・課題提出等の学習活動を行い、成績評価を受けることをいう。

- 2 学科が設定した科目およびエクステンション科目を履修登録し、第11条の成績の評価が可以上の学生は、当該科目に設定した単位を修得したものとする。

(履修の要件)

第10条 学生は、所属する学科の教育課程に定められた必修科目(選択必修科目を含む)を履修し、当該科目の単位を修得しなければならない。

- 2 卒業に必要な単位数は、学科が別に定める。

(成績の評価)

第11条 科目の成績評価は、授業担当者が試験、平常の成績、成果物等により総合して行う。

- 2 成績評価基準は、90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可(単位不認定)とする。
- 3 当該科目の出席時間数が所定の5分の4に満たない学生は、別に設ける補講等を受けなければ評価対象としない。

第5章 単位

(単位数の算出)

第12条 1単位は、45時間の学修(授業及び授業外学修を含む)を標準とする。

- 2 前項に基づき、授業科目の単位数は次の区分によって算定する。
 - (1) 講義および演習科目は、15時間の授業(対面または遠隔を含む)をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- 3 卒業研究、卒業制作に類する科目については、学修成果の特性を踏まえ、必要な学修時間を考慮して単位数を定めることができる。
- 4 単位数の算定に関する詳細は、シラバスにおいて明示するものとする。

(科目認定)

第13条 他の高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等)で修得した単位を、本校の科目とみなして単位認定する場合は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 当該科目の内容、到達目標、授業方法および評価方法が、本校の科目と同等であること。
 - (2) 単位数が本校の科目の単位数以上であること。
 - (3) 学修成果が確認できること。
- 2 認定することができる科目は、所属する学科の教育課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。
 - 3 資格取得による科目認定は、所属する学科の学習内容を勘案し、学科ごとに対応するものとする。
 - 4 留学生の科目認定は、学習した国家の学校制度を勘案し、個別に対応するものとする。

(科目認定手続き)

第14条 科目認定を希望する学生は、各期の開始日から 3 週間以内に所定の用紙を提出しなければならない。

(科目認定の可否)

第15条 科目認定の可否については、校長が決定する。

(学費減免の不実施)

第16条 科目認定を行い、本校の科目の履修とみなされたことにより当該授業を履修する必要が無くなった場合も、学費の減免は行わないこととする。

第6章 授業及び出欠席・遅刻・公欠

(授業時間)

第17条 授業は、90 分間の連続をもって 1 時限とし、各日の時間配当を次のとおり定める。

(1) 昼間部

第 1 時限 午前 9 時 20 分より午前 10 時 50 分

第 2 時限 午前 11 時より午後 0 時 30 分

第 3 時限 午後 1 時 30 分より午後 3 時

第 4 時限 午後 3 時 10 分より午後 4 時 40 分

(2) 夜間部

第 1 時限 午後 5 時 50 分より午後 7 時 20 分

第 2 時限 午後 7 時 30 分より午後 9 時

(授業運用)

第18条 授業は、履修登録に基づき対面、遠隔、オンデマンド等の形式で行う。

(出席の確認)

第19条 科目の授業担当者は、授業開始時に点呼等により出席の確認を行う。

(欠席)

第20条 学生は、やむを得ない事情で授業を欠席する場合、原則として事前に欠席の申請をしなければならない。

(遅刻)

第21条 授業開始時間を過ぎてから授業実施教室に入室した場合は遅刻とする。但し、次の事由による場合は除くものとする。

(1) 交通機関の事故等不可抗力による遅延の場合。

(2) 自然災害等による交通機関の停止または遅延の場合。

(3) その他、不可抗力と認められる場合。

2 前項(1)および(2)の例外事由による遅刻の場合、学生は原則として当該交通機関が発行する遅延証明書を提出することとする。

(公欠)

第22条 以下に該当する場合は公欠とし、出席扱いとする。

(1) 就職活動を行い、正規の手続きを行なった場合。

(2) クラブ活動における大会等に参加する場合。

(3) その他、学校が認めた場合。

(慶弔)

第23条 慶弔は以下のように定め、出席扱いとする。

2 慶事

(1) 本人の結婚 土日を含む連続した 7 日間

(2) 兄弟姉妹の結婚 2 日以内

3 弔事(忌引)

- (1) 父母、配偶者、子の死亡 7 日以内
- (2) 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母、曾祖父母の死亡 3 日以内
- (3) 伯(叔)父、伯(叔)母の死亡 2 日以内

4 遠隔地の場合は、2 項および 3 項に定めた日数に、交通に要する日数を加算するものとする。

第7章 定期試験

(定期試験の実施)

第24条 すべての科目について、原則として各学期末または授業が終了する学期末に定期試験を実施することとする。

2 定期試験は、科目単位で実施する。

(定期試験の実施期間)

第25条 定期試験の実施期間は学年開始日までに定め、年間予定表に記載することとする。

(定期試験の時限)

第26条 定期試験の時限は、時間配当を次のとおり定める。

(1) 昼間部

第 1 時限 午前 9 時 50 分より午前 10 時 50 分

第 2 時限 午前 11 時 10 分より午後 0 時 10 分

第 3 時限 午後 1 時より午後 2 時

第 4 時限 午後 2 時 20 分より午後 3 時 20 分

第 5 時限 午後 3 時 40 分より午後 4 時 40 分

(2) 夜間部

第 1 時限 午後 6 時 30 分より午後 7 時 20 分

第 2 時限 午後 7 時 40 分より午後 8 時 30 分

(定期試験時間割の発表)

第27条 定期試験の時間割は、試験実施期間開始の 1 週間前までに掲示等により発表することとする。

(定期試験未受験者の例外措置)

第28条 病気、忌引、就職試験等の事由で定期試験を受験できなかった学生に対しては、その事由により、個別に対応するものとする。

(不正行為)

第29条 定期試験において不正行為を行った場合、当該科目の成績を 0 点とする。

2 前条の不正行為に当該学生以外の学生が関与した場合は、関与した学生も前項同様、当該科目の成績を 0 点とする。

(追・再試験)

第30条 定期試験において科目の授業担当者が定めた点数に達しなかった場合は、追・再試験を実施することができる。

(追・再試験の受験)

第31条 前条の追試験を受験する学生は、原則として別途定める追・再試受験料を納めなければならない。

第8章 成果物・レポート

(成果物・レポート等の提出)

第32条 学生は、科目の授業担当者から成果物・レポート等の提出を指示された場合は、指示された形式、提出方法、提出期限を厳守し、提出しなければならない。

第9章 補習

(補習の実施)

第33条 科目の授業担当者が必要と認めた場合は、補習を実施することができる。

2 補習を実施する際、必要に応じて経費を徴収することができる。

(単位未付与者対応)

第34条 科目の授業担当者は、成績の評価を受けていない学生または、成績の評価が不可である学生に対し、第32条に定めた追・再試験や前条に定めた補習等を実施するものとする。

第10章 進級及び卒業の認定

(進級)

第35条 卒業学年以外において、所属する各学科の教育課程に定められた必修科目(選択必修科目を含む)のうち、当該学年までに履修しなければならない全ての科目の単位数に対して、5分の4以上の認定を受けている学生に進級を認める。

(卒業認定・専門士、高度専門士の付与)

第36条 所属する各学科が定めた全ての必修科目を履修し成績の評価を受け、かつ卒業に必要な単位数以上を修得した学生に対し卒業を認め、付与要件を満たしている学科においては、専門士または高度専門士の称号を付与する。

(留年)

第37条 第35条、第36条を満たさない学生は、留年とする。

- 2 各学年における出席時間数が、全授業時間数の3分の2に満たない学生は、留年とする。
- 3 留年となった学生が、転科を希望する場合は、学籍異動届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 4 留年となった学生が、退学を希望する場合は、退学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第11章 学籍異動

(学籍異動)

第38条 学籍異動とは、休学、退学、復学、転科、復学転科、編入により、現在の学籍を変更することをいう。

(休学)

第39条 休学とは、継続して3ヶ月以上欠席する事由がある場合に所定の手続きを行った場合をいう。

- 2 休学を希望する学生は、休学届を担任に提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 休学は最長四期(夜間部は八期)まで、学期単位で申請することができる。
- 4 休学の申請は、休学期間満了日の3ヶ月前(夜間部は休学期間満了日の2ヶ月前)までとする。
- 5 休学期間の延長や、期間を空けて再度休学を申請することもできる。
- 6 休学をした期の科目履修は無効とする。

(退学)

第40条 退学とは、何らかの事由により卒業以前に学校の籍を離れることをいう。

- 2 退学には、自己都合によるものと懲戒処分によるものがある。
- 3 自己都合により退学を希望する学生は、退学届を担任に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第41条 復学とは、休学中の学生が現在所属している学科に戻る場合をいう。

- 2 休学期間満了後は、当然に復学する。
- 3 復学する際は、学期の始めから復学することとする。

(転科)

第42条 転科とは、入学した学科から他の学科に異動する場合をいう。

- 2 転科を希望する学生は、転科願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 転科願の提出は、入学した学年の4月末日までとする。

(復学転科)

第43条 復学転科とは、休学中の学生が現在所属している学科以外の学科に異動し、復学する場合をいう。

- 2 復学転科を希望する学生は、学籍異動届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 復学転科する際の学年は、修得済の単位の状況により決定する。

(編入)

第44条 編入とは、2年制学科に在籍する学生が、同分野の3年制学科及び4年制学科に異動する場合、または3年制学科に在籍する学生が、同分野の4年制学科に異動する場合をいう。

- 2 編入に関しては、編入可能学科を設置している分野において、別途基準を定めるものとする。

第12章 賞罰

(表彰)

第45条 以下の1つに該当した学生については、表彰を行うものとする。

- (1) 学業、性行ともに優秀な学生
- (2) 学業に精励し特に努力したと認められる学生
- (3) 善行のあった学生
- (4) 著名なコンテスト等で作品などが入選、入賞した学生
- (5) 在学中に難易度の高い資格に合格した学生
- (6) 出席が特に優良であると認められる学生

(懲戒処分)

第46条 学則、本教務規程、学園生活ガイドに記載されている規則等に反し、学生の本分にもとる行為が認められた場合、懲戒処分を行うものとする。

- 2 懲戒処分を行うにあたっては、当該学生ならびに関係者から事実関係を聴取し、処分内容を慎重に決定しなければならない。

(退学処分)

第47条 以下の1つに該当した学生については、退学処分を行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みのない学生
- (2) 学業劣等で成業の見込みのない学生
- (3) 無届けで引続き1ヶ月以上欠席した学生

- (4) 学校の業務を妨害し、反省しない学生
 - (5) 学校の施設、備品を故意に損壊し、反省しない学生
 - (6) 社会通念上、学校として容認し難い刑法犯を犯した学生
 - (7) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為のあった学生
 - (8) 上記に準ずることを繰り返し行った学生
- 2 退学処分が決定した場合、退学処分通知書を発行し、処分の日をもって除籍とする。
 - 3 退学処分を行うにあたっては、当該学生の弁明の機会を設けなければならない。

(停学・訓告)

第48条 以下の1つに該当した学生については、停学、または訓告処分を行うものとする。

- (1) 学園生活ガイドに定められた規則に違反した学生
 - (2) 本校の名誉を傷つけた学生
 - (3) 学生の本分に欠ける行為のあった学生
- 2 停学処分は、10日未満の有期限または10日以上は無期限とし、処分期間中は自宅待機しなければならない。
 - 3 訓告処分は、始末書を提出し、クラス担任の指導および助言を受けなければならない。

附則(高度ゲーム制作科の特例)

本規程の規定にかかわらず、高度ゲーム制作科については、次のとおり取り扱うものとする。

第11条3項 当該科目の出席時間数が所定の3分の2に満たない学生は、評価対象としない。

第35条 適用しない。

第37条 第36条を満たさない学生は、留年とする。

第37条2項 適用しない。

附 則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。

尚、平成25年4月1日制定の教務規程は、令和10年3月31日を以て廃止とする。